

警備業法等に基づく行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

岩手県公安委員会

委員長 谷村 邦久

岩手県公安委員会規則第4号

警備業法等に基づく行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則

警備業法等に基づく行政処分の公表に関する規則（平成24年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(処分の公表) 第2条 公表の対象となる処分は、次の表の左欄に掲げる法律の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる処分のとおりとし、公表する事項は、同表の右欄に掲げるとおりとする。			(処分の公表) 第2条 公表の対象となる処分は、次の表の左欄に掲げる法律の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる処分のとおりとし、公表する事項は、同表の右欄に掲げるとおりとする。		
法律	公表の対象となる処分	公表する事項	法律	公表の対象となる処分	公表する事項
警備業法	[略]	1 <u>認定証</u> の番号 2～6 [略]	警備業法	[略]	1 <u>認定</u> の番号 2～6 [略]
運転代行業法	[略]	1 <u>認定証</u> の番号 2～6 [略]	運転代行業法	[略]	1 <u>認定</u> の番号 2～6 [略]
探偵業法	[略]	1 <u>届出証明書</u> の番号 2～6 [略]	探偵業法	[略]	1 <u>届出書</u> の <u>受理番号</u> 2～6 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。